

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	一
○家畜伝染病の発生	(畜 産 課)	一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の指定	(農村整備課)	二
○道路の区域変更	(道 路 課)	二
○廃川敷地等の発生	(河 川 課)	二
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	三
○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者	(建築宅地課)	三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	三
○水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の公表	(水産業基盤整備課)	四
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(警察本部会計課)	四
○教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		五
○選挙管理委員会		
○直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件)		五
○証票の無効		六
○人事委員会		

○人事委員会規則八一五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

○人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

### 公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

の 実 施

### 収用委員会

○国道四十五号外尾事件裁決手続開始決定

○岩沼蔵王線姥ヶ懐トンネル事件裁決手続開始決定

○南貞山運河下増田事件裁決手続開始決定

## 告 示

○宮城県告示第十六十九号

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第二百二條の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成二十七年十二月十一日

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所等の所在地 宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社菊長 代表取締役 仙台市青葉区春日町十一番十二 平成二十七年九月三十日

菊地 恵子 号

○宮城県告示第十七十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三條第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十七年十二月十一日

一 家畜伝染病の種類 宮城県知事 村 井 嘉 浩

ヨーネ病

二 畜種

牛(黒毛和種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

角田市

五 発生年月日

平成二十七年十二月二日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第七十一号

県営城下地区土地改良事業農地整備事業（経営体育成型）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年十二月十一日から平成二十八年一月十八日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業岩沼地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

平成二十七年十二月十一日

土地の表示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m <sup>2</sup>
岩沼市	寺島	新野中	一七六一一	田	田	八〇〇

○宮城県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 河南米山線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市米山町字桜岡鈴根一四番七地先から 同市米山町字桜岡鈴根一四番一地先まで		前	後	二〇・六 二二・〇	二・七
		後	前	一六・四 一七・二	二・七

○宮城県告示第七十四号

河川区域の変更により廢川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一級河川名取川水系増田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十七年十一月十八日

三 廃川敷地等の位置

名取市高館吉田字東内館五十六番及び五十七番並びに字東内館五十六番地先  
名取市高館吉田字松木下四十九番及び五十番並びに字松木下四十九番地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 七百二・二八平方メートル

○宮城県告示第七十五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画景観地区

2 名称 青葉通景観地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七十六号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 青葉通地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七十七号

次の宅地建物取引業者については、その所在を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消

すことがある。

平成二十七年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

末永不動産

二 代表者の氏名

末永 洋治

三 事務所の所在地

仙台市若林区南染師町三二一

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十五年四月十九日 宮城県知事(九)第二千六百七十六号

### 公 告

○県営鹿又地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができます。

平成二十七年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営鹿又地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十七年十二月十一日から平成二十八年一月十八日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

四 意見書の提出につて

1 提出期限 平成二十八年一月十八日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 千九八六一〇八一 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二  
電子メールアドレス etsingsinks@pref.miyagi.jp

- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませす。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第七条の二第一項の規定により、平成三十三年度を目標とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めたので、当該計画を宮城県庁(農林水産部水産業基盤整備課)、仙台地方振興事務所(水産漁港部)、東部地方振興事務所(水産漁港部)及び気仙沼地方振興事務所(水産漁港部)において公表する。

平成二十七年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月十一日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

栗原市高清水松の木沢田二十四番の一部、二番の一部、二十八番の一部、二十八番三の一部、二十九番の一部、三十四番一の一部、三十八番一の一部、同豊田百三十四番一の一部、百四十四番の一部、百四十一番の一部、百四十三番の一部、百四十四番の一部、三百七十一番の一部、三百七十二番の一部、三百七十五番の一部(二工区)

栗原市高清水松の木沢田二十四番地

株式会社高清水食糧

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月十一日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大和町吉岡字西柴崎八十番三  
塩竈市清水沢一丁目三十四番十三号

阿部 惣治

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月十一日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大和町吉岡字道下九番一、十番一、十番二の一部、十一番一、十一番二の一部、百五番、十番二地先の水の一部

加美郡加美町宮崎字屋敷八番二十三番地一

鈴木 繁喜

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置貸借(W27) 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年十二月二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 一億四千九百六十一万六千七百二十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年十月二十日

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十七年十二月十一日

宮城県教育委員会

委員長 伊 藤 均

一 日時 平成二十七年十二月十八日 午前九時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 平成二十九年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六十号

平成二十七年十二月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し

て得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年十二月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一四三

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三八、三九四

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区 七九、七三一

宮 城 野 選 挙 区 五一、〇九五

若 林 選 挙 区 三六、〇五四

太 白 選 挙 区 六一、五七〇

泉 選 挙 区 五八、八〇四

石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区 四三、二六七

塩 釜 選 挙 区 一五、六〇四

気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区 二二、八一六

白 石 ・ 刈 田 選 挙 区 一三、九九七

名 取 選 挙 区 二〇、二四八

角 田 ・ 伊 具 選 挙 区 一一、六四七

多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区 二二、〇二三

○宮選管告示第百六十一号

平成二十七年十二月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十七年十二月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三八、三九四

○宮選管告示第百六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票

は、平成二十七年十二月三十日以降無効とする。

平成二十七年十二月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

記

証票番号 第三号の〇九八

証票番号 第三号の〇九一

### 人事委員会

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成二十七年十二月十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則八一五—三十八

人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人

事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。）」を加え、「第二十二條第一項第十八号から第二十号までにおいて同じ。」を削る。

第二十二條第一項第十八号から第二十号までを次のように改める。

十八 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、

その子に健康診断又は予防接種を受けさせる場合（小学校就学の始期に達した子については、予

防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく予防接種を受けさせる場合に限る。）で、そ

の子の介助のため勤務しないことが相当であると認められるとき 必要と認められる期間

十九 職員が、負傷し又は疾病にかかったその配偶者又は二親等内の血族若しくは姻族（養育する

中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）の看護を行う場合で、当該職員以外に看護を行う

者がいないため勤務しないことが相当であると認められるとき 一暦年五日以内で必要と認めら

れる期間

二十 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷し又は疾病にかかったその子の

看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一暦年五日（その養育する中学校就

学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）以内で必要と認められる期間

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則八一六—三十六

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。）」を加え、「第二十二條第一項第十八号から第二十号までにおいて同じ。」を削る。

第二十二條第一項第十八号から第二十号までを次のように改める。

十八 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する学校職員が、

その子に健康診断又は予防接種を受けさせる場合（小学校就学の始期に達した子については、予

防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく予防接種を受けさせる場合に限る。）で、そ

の子の介助のため勤務しないことが相当であると認められるとき 必要と認められる期間

十九 学校職員が、負傷し又は疾病にかかったその配偶者又は二親等内の血族若しくは姻族（養育

する中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）の看護を行う場合で、当該学校職員以外に看

護を行う者がいないため勤務しないことが相当であると認められるとき 一暦年五日以内で必要



<p>※ ○は講習実施日</p> <p>(3) 講習時間</p> <p>ア 新規取得講習（3号警備業務） 2月9日から16日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午前9時30分から午後0時20分までとし、19日は午前9時20分から修了検査を実施する。</p> <p>イ 新規取得講習（4号警備業務） 2月9日から12日及び17日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午前9時30分から午後3時50分までとし、19日は午前9時20分から修了検査を実施する。</p> <p>ウ 追加取得講習（3号警備業務） 2月15日、16日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午後4時から修了検査を実施する。</p> <p>エ 追加取得講習（4号警備業務） 2月17日は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了検査を実施する。</p> <p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受付人員 3号警備業務新規・追加、4号警備業務新規・追加、合わせて40人</p> <p>4 受講対象者 (1) 新規取得講習 受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者 ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者</p>	<p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記1～ア～オのいずれかに該当する者</p> <p>5 事前申込み (1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける。（氏名、住所、連絡先電話番号、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取）なお、電話での受付は1回につき1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 平成28年1月19日（火）から同月25日（月）までの土・日曜日を除く5日間（1月19日から22日まで）は午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>6 受講手続き 事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。</p> <p>(1) 受付期間 平成28年1月26日（火）から2月1日（月）までの土・日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p>
--	--

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
- イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通 (追加取得講習受講者のみ)
- ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通
- エ 前記4-(1)-アに該当する者

最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

- (イ) 前記4-(1)-イに該当する者
- 1 級検定の合格証明書の写し
- (ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者

2 級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

- (ロ) 前記4-(1)-ロに該当する者
- 旧1 級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し
- (オ) 前記4-(1)-オに該当する者
- 旧2 級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料  
公安委員会関係手数料条例 (平成12年宮城県条例第21号) 第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号  
一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課  
(電話番号022-221-7171 内線3054・3055)

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第十二号

土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成二十七年十二月十一日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣 石井 啓一
- 二 事業の種類 一般国道四十五号改築工事 (三陸縦貫自動車道・宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝地内から気仙沼市本吉町九多丸地内まで) 並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事
  - 一般国道四十五号改築工事 (本吉インター関連・宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内) 及びこれに伴う一般国道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県気仙沼市本吉町外尾

地番	地目		地積 (平方メートル)		収用しようとする土地の面積 (平方メートル)
	公簿	現況	公簿	実測	
二〇四番一	山林	山林	二、一五〇	二、一五二・七三	七七八・〇四
					一〇四・〇一一

四 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、登記名義人 (亡) 芳賀清五郎 法定相続人 (別冊のとおり)

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十七年十一月三十日

○宮城県収用委員会告示第十三号

土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成二十七年十二月十一日

宮城県収用委員会

一 起業者の名称 宮城県

- 二 事業の種類 県道岩沼蔵王線改築工事（大師姥ヶ懐道路・宮城県岩沼市志賀字新深田地内から同 県柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土地の所在 宮城県岩沼市志賀字大畑

地番	地 目		地 積（平方メートル）	実 測	取用しようとする土地の面積（平方メートル）	使用しようとする土地の面積（平方メートル）
	公簿	現況				
三〇番	山林	山林	二六、六六四	二六、六六八・八六	一八四・五四	—
三一番	山林	山林	四〇、〇三二	—	一三・三六	—
三三番	山林	山林	三〇、九三九	—	一一一・五〇	五三三・五三
				—	六八三・〇八	一一・一九

- 四 土地所有者の氏名及び住所  
別冊のとおり

- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

- 六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十七年十一月三十日

○宮城県収用委員会告示第十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十七年十二月十一日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 起業者の名称 宮城県
- 二 事業の種類 一級河川名取川水系南貞山運河改修工事（左岸・宮城県名取市下増田字北原東地内、右岸・宮城県名取市下増田字台林地内から同市下増田字屋敷地内まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土地の所在 宮城県名取市下増田字台林

地 番	地 目		地 積（平方メートル）	実 測	取用しようとする土地の面積（平方メートル）
	公簿	現況			
五二三番一	保安林	保安林	一〇、八〇八	一〇、八〇八・九六	一〇、五一六・四三
五二三番三	保安林	保安林	三、二九九	三、三〇七・九五	三、三〇七・九五
五二三番五	保安林	保安林	三一九	三一九・七四	三一九・七四

- 四 土地所有者の氏名及び住所  
別冊のとおり

- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

- 六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十七年十一月三十日